日常生活用具の給付 7

「日常生活用具」とは、在宅の知的障害者(児)の生活を容易にするためのものです。 (事前にご相談ください。)

- ※注意 1 18歳未満の児童と18歳以上の方とでは、給付される用具の種類が異なります。
 - 2 すでに給付を受けている用具と同一の用具の再交付については、耐用年数を経過し ていない場合、原則として給付対象外です。

3 介護保険該当者は、介護保険制度が優先になります。				
1. 対象者		在宅している重度または最重度の知的障害者(児)(療育手帳A)		
2. 自己負担分		・原則1割負担になります。(世帯の市民税課税状況により月額上限額の設定あり) ・所得税非課税世帯については、自己負担額が減額になる場合があります。		
		対象となる障害状況	基 準 額	耐用 年数
3. 用 具 の 種 類	特殊マット	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの(原則3歳以上)	21, 170円	5年
	頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	スポンジ及び革製 15, 200円 スポンジ・革・プラスチ ック製 36, 750円	3年
	特殊便器	自ら排便後の処理が困難な方(原則学齢児以上)	163, 300円	8年
	火災警報器	室内、屋外に警報ブザーで知らせるもので、火災発生の 感知や避難がすぐにできない方 (障害者のみの世帯)	15, 500円	8年
	自動消火器	自動的に消火液を噴射し、初期消火ができるもので、火災 発生の感知や避難がすぐにできない方(障害者のみの世帯)	28, 700円	8年
	電磁調理器	18歳以上の方(障害者のみの世帯)	41,000円	6年
4. 持参するもの		① 療育手帳 ② 業者の見積書		
5. 申	∄	(市)障害福祉課 ~ 市役所1階 ☎ 65-4147		